

条例議案の概要

議第243号議案 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

1 制定理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の一部改正に伴い、省令により定められていた指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について、条例で定めるもの。

2 概要

(1) 対象となるサービス

- ・別紙「障害福祉サービスの内容と該当条例」のとおり

(2) 人員、設備及び運営の基準

- ・一般原則、基本方針
- ・人員に関する基準（医師、看護職員、生活支援員、サービス管理責任者、管理者等）
- ・設備に関する基準（訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室等）
- ・運営に関する基準（提供拒否の禁止、基本取扱方針、秘密保持義務、利益供与等の禁止、苦情の処理、事故発生時の対応、暴力団員等の排除、身体拘束等の禁止、非常災害対策）

【細目的事項、専門技術的事項等については、規則に委任する。】

※ 県独自の基準

- ①暴力団排除条例に掲げる暴力団員等の排除に関する規定（国の基準なし）
- ②非常災害時における安全確保策の追加規定（国の基準への上乗せ）

(3) 施行期日

平成25年4月1日

(4) その他

指定都市（仙台市）は別途条例を制定

障害福祉サービスの内容と該当条例

サービス (指定状況 H24.11.1 現在)	概要	条例番号	サ指 定 ビ ス	サ ー ビ ス	支指 援定 施 設	支 援 施 設
			243	245	244	248
居宅介護 (161)	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行う。		○	×	×	×
重度訪問介護 (150)	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。		○	×	×	×
同行援護 (45)	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行う。		○	×	×	×
行動援護 (34)	障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するためには必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う。		○	×	×	×
療養介護 (1)	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う。また、療養介護のうち医療に係るものも療養介護医療として提供する。		○	○	×	×
生活介護 (71)	障害者支援施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。		○	○	○	○
短期入所 (ショートステイ) (59)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行う。		○	×	×	×
重度障害者等包括支援 (0)	重度の障害者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧法施設支援（通所によるものに限る）を包括的に提供する。		○	×	×	×

共同生活介護 (ケアホーム) (51)	共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行う。	○	×	×	×
自立訓練 (機能訓練) (3)	身体障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。	○	○	○	○
自立訓練 (生活訓練) (9)	知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行う。	○	○	○	○
宿泊型自立訓練 (2)	知的障害又は精神障害を有する障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。	○	○	×	×
就労移行支援 (33)	就労を希望する 65 歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う。	○	○	○	○
就労継続支援 A型(雇用型) (12)	企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。	○	○	×	×
就労継続支援 B型(非雇用型) (72)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によつても通常の事業所に雇用されるに至らなかつた者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。	○	○	○	○
共同生活援助(グループホーム) (51)	地域で共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。	○	×	×	×
施設入所支援 (22)	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行う。あわせて、日中サービスを行うことで障害者支援施設となる。	×	×	◎	◎